十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の盗難を防止するための措置

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十四条の二第一号の火薬庫の構造

三　第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎

四　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条第一号の火薬庫の設置場所

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、盗難を防止するための装置を設置している場合には、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の構造及び材質を、目視等及び図面により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三　火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の覆土の状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の盗難を防止するための措置

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十四条の二第一号の火薬庫の構造

三　第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎

四　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条第一号の火薬庫の設置場所

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、盗難を防止するための装置を設置している場合には、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の構造及び材質を、目視等及び図面により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三　火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の覆土の状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の警鳴装置

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十四条の二第一号の火薬庫の構造

三　第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎

四　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条第一号の火薬庫の設置場所

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三　火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の覆土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。